

<b>弁理士試験制度の概要</b>
-------------------

**1. 短答式筆記試験（第一次）：5月下旬**

弁理士として必要な基礎的知識（法文の解釈等）の有無を択一形式で問う試験であり、この試験に合格した者のみが論文式筆記試験を受験することができます。

**(1) 試験科目及び出題配分**

試験科目は、㉑特許法・実用新案法、㉒意匠法、㉓商標法、㉔条約、㉕著作権法・不正競争防止法の計7科目であり、出題配分は、(㉑)20点、㉒)10点、㉓)10点、㉔)10点、㉕)10点となります。

**(2) 出題形式**

5枝択一式 0解（正解0）なし

**(3) 出題数及び試験時間**

出題数…60問 試験時間…3時間30分

**(4) 合格基準**

総合得点の満点に対して65%の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、科目別の合格基準を下回る科目が一つもないこと。なお、科目別合格基準は各科目の満点の40%を原則とする。

**(5) 合格率**

H28 → 合格者557人／受験者3,586人：合格率15.5%、合格最低点39点／60点満点

H29 → 合格者285人／受験者3,164人：合格率9.0%、合格最低点39点／60点満点

**※ 短答合格者は、以降2年間（論文3回分）、短答式試験が免除となります。**

**2. 論文式筆記試験（第二次）**

弁理士として必要な基礎的知識、判断力、論理的展開力、文章表現力等の総合的思考力を問う試験であり、この試験に合格した者のみが口述試験を受験することができます。

**(1) 必須科目：7月上旬****① 試験科目及び配点比率**

試験科目は、㉑特許法＋実用新案法、㉒意匠法、㉓商標法、㉔選択科目（免除者を除く）の計4科目であり、配点比率は、㉑：㉒：㉓：㉔が2：1：1：1（㉑ 200点、㉒ 100点、㉓ 100点、㉔ 100点で合計500点）となります。

**② 出題形式**

問題に対する解答（論文）を所定の時間内に解答用紙にまとめる試験です。尚、必須科目については工業所有権法に関する法文が配付されます。

**③ 出題数及び試験時間**

出題数は、概ね特許法＋実用新案法が2～3問、意匠法と商標法がそれぞれ1～2問、（※H14以降は、特実2問、意匠1問、商標1問）、選択科目は任意となります。

試験時間は、特実が2時間、意匠・商標・選択がそれぞれ1.5時間です。

**④ 合格基準**

標準偏差による調整後の各科目の得点の平均（配点比率を勘案して計算）が、54点を基準として口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、47点未満の得点の科目が一つもないことが合格の条件となります。

**※ 論文必須科目合格者は、以降2年間、必須科目が免除となります。**

(2) 選択科目：7月下旬

- ① 新試験制度における科目及び選択問題 — 以下の6科目のうち、何れか1問を選択
- (i) 理工I(機械・応用力学) … 材料力学、流体力学、熱力学、土質工学
  - (ii) 理工II(数学・物理) … 基礎物理学、電磁気学、回路理論
  - (iii) 理工III(化学) … 物理化学、有機化学、無機化学
  - (iv) 理工IV(生物) … 生物学一般、生物化学
  - (v) 理工V(情報) … 情報理論、計算機工学
  - (vi) 法律(弁理士の業務に関する法律) … 民法(総則、物権、債権)

② 免除対象者

以下の者は、一定条件の下に所定の選択科目が免除されます。

- (i) 修士・博士・専門職学位であって、選択科目免除資格認定通知を受けている方
- (ii) 弁理士試験の選択科目と対応する区分の技術士
- (iii) 一級建築士
- (iv) 第一種又は第二種電気主任技術者
- (v) 薬剤師
- (vi) 情報処理技術者(所定の区分の試験)
- (vii) 電気通信主任技術者
- (viii) 司法試験に合格した者
- (ix) 司法書士
- (x) 行政書士

③ 合格基準

科目の得点(素点)が満点の60%以上であることが合格の基準となります。

④ その他

科目及び選択問題は、受験願書提出時にあらかじめ1つを選択します。

**※ 論文選択科目合格者は、永続的に、選択科目が免除となります。**

- (3) 合格率：H28→合格者288人／受験者1,152人(短答免除・選択のみ含む)：合格率25.3%  
H29→合格者229人／受験者946人(短答免除者・選択のみ含む)：合格率24.2%

3. 口述試験(第三次)：10月中旬

(1) 試験科目及び配点比率

試験科目は、㉑特許法+実用新案法、㉒意匠法、㉓商標法の3科目ですが、科目ごとに配点せず、A～Cの評価のみがされることとなります。

(2) 試問方法、試験時間及び試験委員

試問は、受験者1名ごとに、各科目最大10分(3科目計30分)程度を目安とし、各科目の試験室を順次移動して行われます。

(3) 合格基準

採点基準をA、B、Cのゾーン方式とし、C評価の科目が2科目以上なければ合格となります

(3) 最終合格率

H28 → 最終合格者296人/312人(H27口述試験不合格者を含む)：最終合格率：7.0%

H29 → 最終合格者255人/259人(H28口述試験不合格者を含む)：最終合格率：6.5%

<b>基本書等の紹介及び予習・復習(勉強)の方法</b>
------------------------------

**< A. 基本書・参考書 > ①ー必須**

## 1. 主として論文式試験用

## &lt; 4法共通 &gt;

- ①「知的財産法入門」（茶園成樹：有斐閣）
- ②「工業所有権法（産業財産権法）法令集 第60版」（発明協会）
- ③「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説」（青本）20版（特許庁編：発明協会）
- ➔ 平成14年以降の法改正については、平成14年～27年改正「産業財産権法の解説」（特許庁編：発明協会）を使用する方がベター

## &lt; 特実法 &gt;

- ①「特許実用新案・審査基準」（特許庁HPからダウンロード可）
- ②「特許法」（茶園成樹：有斐閣）

## &lt; 意匠法 &gt;

- ①「意匠審査基準」（特許庁HPからダウンロード可）
- ②「意匠法」（茶園成樹：有斐閣）

## &lt; 商標法 &gt;

- ①「商標審査基準」（特許庁HPからダウンロード可）
- ②「実例で見る商標審査基準の解説」第7版（工藤 莞司：発明協会）
- ③「商標法」（茶園成樹：有斐閣）

## 2. 主として短答式試験用

## &lt; 全科目共通 &gt;

- ①「産業財産権四法対照」（PATTEC企画）

## &lt; 条約全般 &gt;

- ①パリ条約講話（後藤晴男：発明協会）、②「特許関係条約」（橋本良郎：発明協会）

## &lt; 著作権法 &gt;

- ①「実務者のための著作権ハンドブック」（著作権法令研究会）
- ②「著作権法」（茶園成樹：有斐閣）

## &lt; 不競法 &gt;

- ①「逐条解説 不正競争防止法」（平成27年改正版：経産省知的財産政策室）
- ②「要説 不正競争防止法」第4版（山本庸幸：発明協会）

**< B. 予習・復習の方法 >**

## (1) はじめに

初学者は、まず薄手の本（「知的財産法入門」（茶園）が最適）で知的財産権法の全体像をつかみ、それから基本事項を1つ1つ丁寧に勉強して行くことが大切です。この点を疎かにして、最初からレジュメ暗記に走ったのでは、却って合格を遠ざけることになります。

## (2) 条文の利用法と基本書等の読み方

- ① 法律の勉強の題材は、あくまで、「条文」です。従って、常に、条文を離れずに、条文に沿って、物事を考えるようにしましょう。各種判決や特許庁の審査基準等も、あくまで、条文の文言の解釈をしているに過ぎません。
- ② 基本書等は、演習のテーマ（問題）と関連させながら読むと効果的です。具体的には、演習のテーマごとに、最初に基本書等を読んでから、演習のレジュメを読む。そして、演習のレジュメで理解できないところは、基本書等に戻って確認してみる、という作

業を丁寧に繰り返し行うことです。

#### (4) 最終的に会得すべき事項

- ① 弁理士試験、ひいては、法律学は、短答・論文いずれでも、とある事実に、とある条文（法律）が適用されるか？を問うものです。即ち、「事実の認定」と、そこへの「法の当てはめ（適用の有無）」という作業（条文との照合）が中心になります。

これを、自分で判断できる能力を養うことが最終目的です。従って、適切な解答を導くためには、とある条文は、どんな場合に適用され（適用の限界）、どんな効果が発生するのか？を予め把握しておく必要があります。そのために、まずは、いわゆる「基本レジュメ」の内容を、条文を元に自分で組み立てることができるようにすることが必要になります。なぜなら、事実に照合すべき条文の内容が把握できていなければ、適用の有無も判断しようがないからです。

#### ② 趣旨の把握

その際、まずは、その制度が設けられた「趣旨」を把握することが必要になります。なぜなら、そういう目的で設けられた制度である以上、その条文の内容も、その目的に沿ったものとして規定されているはずだからです。

#### ③ 条文の構成の分析

次に、上記②を踏まえて、条文の「要件」と「効果」を把握します。これは、およそ、条文というものは、知的財産権法に限らず、殆ど全てが、「要件」と「効果」を規定しているものだからです。それゆえ、解答例である「レジュメ（知財コアブック）」も、殆どが、その条文の構成に沿って、要件と効果とに分けて構成されています。従って、条文を見て、まずは、レジュメの基本構成が出てくるようにする必要があります。

この場合、通常は、条文を主語と述語だけにした部分が「効果」、それを除いた残りの部分（～であるとき等）が「要件」となります。要件については、一般に、条文を更に区分けすれば、「主体的要件、客体的要件、時期的要件、手続的要件」に分類されます。

#### ④ 各文言の適用の限界の把握

最後に、上記区分けした条文の「各文言」毎に、そのように規定した理由、と、その文言がどこまで含むのか？の適用の限界を把握していきます。

以上を踏まえて、当面の具体的な、予習・復習の方法として、下記を実践して下さい。

#### (3) 予習の方法

- ① まず、演習のテーマである制度等に、関連する青本を読む。その際、少なくとも、その制度等は、なぜ設けられたのかを読み取って考えること（趣旨に相当）。
- ② 次に、その制度等に関連する条文を見て、大きく「要件（適用されるための必要条件：どんな条件を満たせば適用されるのか）」と「効果（要件を満たした場合、どのような取扱いがされるのか）」とに分け、更に各文言毎に「理由→適用の限界」を確認する。
- ③ 最後に、③で条文を元に分けた構成をレジュメと照合して、出てこなかった箇所、自分の考えと違った箇所をチェックして確認する。
- ④ その他、予習課題が出ていれば、それに沿って、予習をこなしていく。

#### (4) 復習の方法

講義にて説明を受けた後、

- ① 趣旨を一言で、端的に表現する。
- ② 上記予習の方法②③を、レジュメ通りに出てくるようになるまで繰り返し行う。

#### (5) その他

自分の頭で考えることは勿論、絶対的に重要ですが、法律は奥が深いので、特に、初期の段階では、いくら考えても解らないことはあります。その場合には、講師に確認するか、ひとまず、先に進めれば、追々理解できる日が来ますので、あまり神経質にはならず。